



2025年5月15日

各位

会社名 B E E N O S 株式会社  
代表者名 代表取締役 執行役員社長 直井 聖太  
(コード番号: 3328 東証プライム)  
問合せ先 取締役 常務執行役員 三浦 敦佑  
(電話番号: 03-6824-9753)

### 臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会決議において、2025年7月下旬に開催を予定する臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に備え、本臨時株主総会の招集のための基準日設定について、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2025年5月31日（土曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

(1) 基準日：2025年5月31日（土曜日）

(2) 公告日：2025年5月16日（金曜日）

(3) 公告方法：電子公告（当社のホームページに掲載いたします。）

<https://beenos.com/>

#### 2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

当社が2025年3月21日に公表した「LINE ヤフー株式会社による当社株券等に対する公開買付けの開始に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、LINE ヤフー株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が2025年3月24日から実施しておりました当社普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び本新株予約権（注）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の結果、本公開買付けは成立したものの、公開買付者が当社株式のすべて（但し、譲渡制限付株式報酬として当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に付与された当社の譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得できなかったため、公開買付者の要請により、当社は、本臨時株主総会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第180条に基づき当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨等の定款の一部変更を行うことを付議する予定です。

なお、本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

（注）「本新株予約権」とは、下記①から⑥の新株予約権を総称していいます。

- ① 2018年3月15日開催の取締役会の決議に基づいて発行された第11回新株予約権（行使期間は2020年4月1日から2028年3月14日まで）
- ② 2020年2月6日開催の取締役会の決議に基づいて発行された第12回新株予約権（行使期間は2020年2月25日から2030年2月24日まで）
- ③ 2020年2月6日開催の取締役会の決議に基づいて発行された第13回新株予約権（行使期間は2022年2月7日から2030年2月6日まで）
- ④ 2021年5月27日開催の取締役会の決議に基づいて発行された第14回新株予約権（行使期間は2023年5月28日から2031年5月27日まで）
- ⑤ 2022年8月4日開催の取締役会の決議に基づいて発行された第15回新株予約権（行使期間は2024年8月5日から2032年8月4日まで）
- ⑥ 2024年6月20日開催の取締役会の決議に基づいて発行された第16回新株予約権（行使期間は2024年7月8日から2034年7月7日まで）

以 上